一般社団法人日本先天性心疾患インターベンション学会 名誉会員・顧問規程

2025 年 7 月 1 日施行
2025 年 10 月 10 日一部改訂

（目的）
第 1 条　本規定は、一般社団法人日本先天性心疾患インターベンション学会（以下、本会とする。）の名誉会員・顧問に関する事項を定める事を目的とする。

（名誉会員資格）
第 2 条　本会における名誉会員として推薦されるためには満 65 歳以上の幹事退任後の正会員であり、かつ次のいずれかに該当することが必要である。

- 理事長経験者
- 副理事長経験者(通算 2 期以上)
- 理事または監事経験者(通算 3 期以上)
- その他、本会に特に顕著な功労があったと認められる者

（名誉会員選考）
第 3 条　理事会は本規定に基づき名誉会員としての推薦があった場合、審議を行い妥当と判断された場合、本人同意のもと決議する。

（顧問）
第 4 条　顧問は、定年により理事を退任したものとし、理事会の決定を経て理事長が委嘱する。
2　理事会から諮問された事項について意見を述べることができ、委員会に所属し委員会業務を補佐することができる。
3　顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
4　顧問の任期は、選定後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する社員定期総会の終結の時までとする。

（適用事項）
第 4 条　本会の名誉会員、顧問に関しては、次の各号の事項が適用されるものとする。
(1) 名誉会員、顧問の名称をもって会員登録する。

(2) 本会会員としての年会費を免除する。
(3) 総会、学術集会等への参加費を免除する。
(4) 上記以外の事項については正会員と同じ扱いとする。
(5) 名誉会員および顧問は、総会や理事会等に出席して発言することができるが、議決権は有しない。

（資格喪失）
第 5 条　本会の名誉会員、顧問は次の各号に該当する場合、その資格を喪失する。
(1) 本人が本会の名誉を著しく毀損し、理事会がその資格を取り消す場合。
(2) 本人の申し出があった場合。
(3) 本会会員の資格を喪失したとき。

（改廃）
第 6 条　本規定の改廃は理事会の決議により行う。